

1人で悩まないでまず相談

介護認定への第一歩

自分や家族だけでは身の回りのことができないと感じている、といった悩みはありませんか。介護認定を受けることで、公的介護保険サービスを受けることができます。自分だけで何とかしようとせず、介護サービスを利用する方法も考え、まずは相談してみてください。

問 長寿介護課 / Tel674-7166



介護認定を受けると介護サービスの利用が可能に

介護保険の介護サービスを利用するには市に申請が必要です。申請から認定までは、聞き取り調査や判定を行う期間も含めて約1カ月かかります。「介護や支援が必要」と認定を受けたら、ケアマネジャーに介護サービスプラン

(ケアプラン)の作成を依頼し、状況に合ったサービスの利用を開始できます。サービス利用開始までに必要な手続きなどを紹介します。

【サービスを利用するまでの流れ】



①申請

以下の書類を用意し、本人または家族が長寿介護課窓口へ提出します。地域包括支援センターや介護保険施設などに代行を依頼することもできます。

必要書類

- ①要介護認定・要支援認定申請書
(窓口かホームページで配布)
- ②介護保険被保険者証
- ③主治医意見書
- ④健康保険被保険者証
(第2号被保険者だけ)



②認定調査

職員やケアマネジャーなどが自宅などを訪問し、心身の状況について、本人や家族から聞き取り調査を行います。聞き取った内容や提出書類をもとに専門家が審査し、判定します。



③ケアプラン作成

ケアマネジャーが本人や家族と話し合い、その人に合ったサービス計画(ケアプラン)を作成し、自立支援を目指します。



日常生活の不安 ためらわず、まずは相談してください

「もうすぐ退院するけど今後は不安」「骨折などで急に介護が必要になった」など、解決が難しい問題を1人で抱え込んでいませんか。そのまま誰にも相談できず閉じこもってしまい、介護度が進行して寝たきり状態になってしまうことも。

地域包括支援センターでは、いつまでも住み慣れた

地域で生活できるよう、高齢者の生活全般に関わるサポートをしています。日常生活の不安や一人暮らしの親族の心配など、介護保険を利用しない相談でも大丈夫。「他人に頼るのは迷惑がかかる」などと思わずに、まずは気軽に相談してください。

地域により相談先が異なります

市内に12カ所ある地域包括支援センター(詳細は市ホームページへ)で、相談を受け付け。お住まいの地域でセンターが異なります。担当のセンターが分からない人は長寿介護課にご連絡ください。

問合 長寿介護課 / Tel674-7166

清水地域包括
支援センター
進藤利香さん

